

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和43年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び川崎市立看護短期大学」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市立看護短期大学条例の廃止に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 略 (災害発生の報告)</p> <p>第2条 市立学校(川崎市立看護大学を除く。)の校長は、その学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)について公務に基づくと認められる災害が発生したときは、教育委員会に対し、速やかに次に掲げる事項を記載した書面により、その旨を報告しなければならない。</p> <p>(1) 災害を受けた学校医等の氏名、年齢、職業並びに所属学校の名称 (2) 補償を受けるべき者の氏名、年齢及び住所並びにその者と災害を受けた学校医等との続柄又は関係 (3) 傷病名(未確定の場合は、疑われる傷病名)、傷病の部位及びその程度 (4) 災害発生の場所及び日時 (5) 災害発生の状況とその原因 (6) 医師の意見、当該災害を受ける前における最近の健康診断の記録、剖検記録等その災害が公務上のものであるかどうかを認定するために参考となる事項 (7) 公務上の災害と認められる理由</p> <p>以下略</p>	<p>第1条 略 (災害発生の報告)</p> <p>第2条 市立学校(川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学を除く。)の校長は、その学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)について公務に基づくと認められる災害が発生したときは、教育委員会に対し、速やかに次に掲げる事項を記載した書面により、その旨を報告しなければならない。</p> <p>(1) 災害を受けた学校医等の氏名、年齢、職業並びに所属学校の名称 (2) 補償を受けるべき者の氏名、年齢及び住所並びにその者と災害を受けた学校医等との続柄又は関係 (3) 傷病名(未確定の場合は、疑われる傷病名)、傷病の部位及びその程度 (4) 災害発生の場所及び日時 (5) 災害発生の状況とその原因 (6) 医師の意見、当該災害を受ける前における最近の健康診断の記録、剖検記録等その災害が公務上のものであるかどうかを認定するために参考となる事項 (7) 公務上の災害と認められる理由</p> <p>以下略</p>